

## 規格基準型特定保健用食品について

- 特定保健用食品であって、その許可件数が多い食品等科学的根拠が蓄積したものについて、許可手続の迅速化のため、新たな規格基準を作成し、消費者委員会等の審査を省略して、消費者庁において規格基準に適合すると確認されたもの。
- 現在、規格基準型の対象区分は、食物繊維、オリゴ糖、難消化性デキストリンの3区分。これらの区分に属する関与成分ごとに、1日摂取目安量、表示できる保健の用途、摂取上の注意に係る規格が設定されており、当該規格に適合するもの申請品について、規格基準型特定保健用食品として許可。
- 規格基準型の対象については、
  - ① 許可件数が100件を超えている保健の用途に係る関与成分であること
  - ② ①を満たす関与成分であって、最初の許可等から6年以上経過しており、その6年間に健康被害がでず、かつ複数の企業が許可等を取得しているものを満たすものについて、制度発足時(平成17年)に選定し、平成21年に一部改正。

### 現行の規格基準型の関与成分

保健の用途	区分	関与成分
おなかの調子を整える	食物繊維	難消化性デキストリン ポリデキストロース グアーガム分解物
	オリゴ糖	大豆オリゴ糖 フラクトオリゴ糖 乳果オリゴ糖 ガラクトオリゴ糖 キシロオリゴ糖 イソマルトオリゴ糖
血糖値	難消化性デキストリン	難消化性デキストリン